

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第1号

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の給与の支給に関する規則（昭和62年四日市市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第7条 <u>条例第31条第1項の規則で定める職員は、医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第34条第1項の規則で定める職員は、医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第36条第1項の規定による届出は、扶養親族認定申請書（別記様式）によるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 任命権者は、<u>前2項の認定を行うときその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、<u>第7項の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者</u></p>	<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第7条 <u>条例第36条第1項の規定による届出は、扶養親族認定申請書（別記様式）によるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 任命権者は、<u>前3項の認定を行うときその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、<u>第5項の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者</u></p>

においてその月分を支給する。この場合において、その給料の支給義務者は職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(通勤手当及び住居手当の支給)

第8条 (略)

- 2 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合における通勤手当及び住居手当の支給については、前条第9項の規定を準用する。

附 則

1 から 3 まで (略)

(平成28年改正給与条例附則第4項から第6項までの規定が適用される間の読替え)

- 4 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第7条第3項中「条例第36条第1項」とあるのは、「四日市市職員給与条例の一部を改正する条例(平成28年四日市市条例第48号)附則第4項から第6項までの規定により読み替えられた条例第36条第1項」とする。

(行政職給料表の8級以上に相当する職員)

- 5 四日市市職員給与条例の一部を改正する条例(平成28年四日市市条例第48号)附則第6項の規定により読み替えられた条例第34条第1項の規則で定める職員は、医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものとする。

においてその月分を支給する。この場合において、その給料の支給義務者は職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(通勤手当及び住居手当の支給)

第8条 (略)

- 2 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合における通勤手当及び住居手当の支給については、前条第7項の規定を準用する。

附 則

1 から 3 まで (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(総務部人事課)